

契約保証・前金払保証の電子化について

電子契約の導入に伴い、契約保証及び公共工事の前金払保証について、下記のとおり電子証書等による取扱いを開始します。

記

1 電子化の対象とする保証

保証機関	保証の種類	証書等の種類
(1) 保証事業会社 (※1)	契約保証	契約保証証書
	前払金保証 (中間含む)	前金払保証証書
(2) 保 險 会 社 (※2)	契約保証	履行保証保険証券
		公共工事履行保証証券

※1 西日本建設業保証㈱、東日本建設業保証㈱、北海道建設業信用保証㈱

※2 あいおいニッセイ同和損害保険㈱、共栄火災海上保険㈱、損害保険ジャパン㈱、大同火災海上保険㈱、東京海上日動火災保険㈱、日新火災海上保険㈱、三井住友海上火災保険㈱

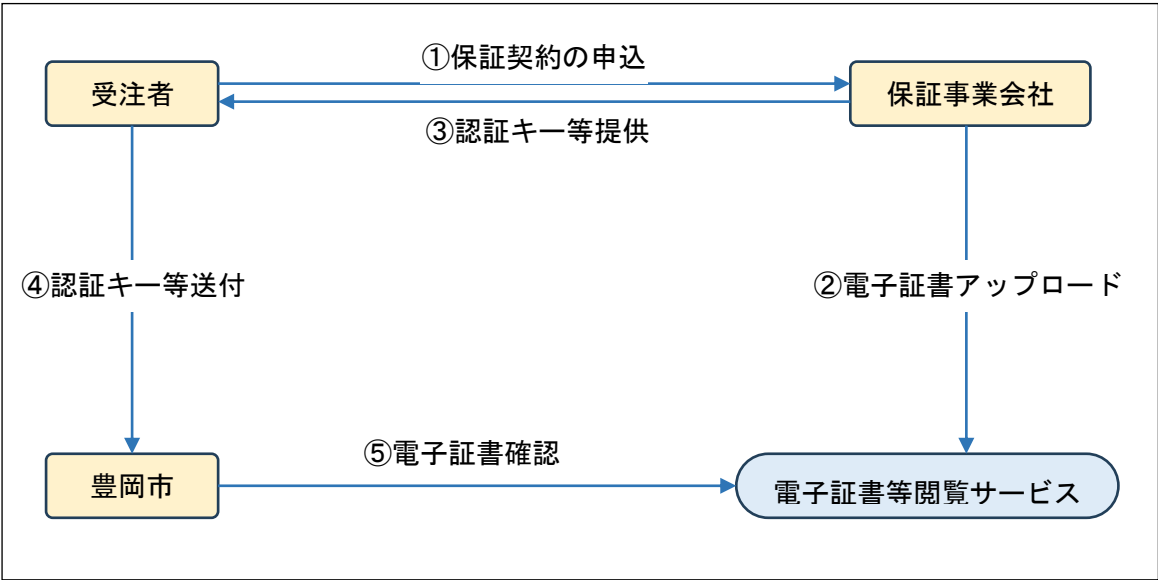
2 電子化の対象とする案件

2023 年 10 月 1 日以後に豊岡市と締結する契約

3 電子証書等の提出方法

(1) 電子証書等閲覧サービスの利用 (保証事業会社の場合)

- ア 受注者が、保証事業会社へ保証契約の申込・契約
- イ 保証事業会社が、閲覧サービス上に電子証書をアップロード
- ウ 受注者が、保証事業会社から閲覧用の認証キーを取得し、市へメール送付
- エ 市が、閲覧サービス上で電子証書を確認



(2) P D F 発行証券のメール送付（保険会社の場合）

ア 受注者が、保険会社へ保険契約の申込・契約

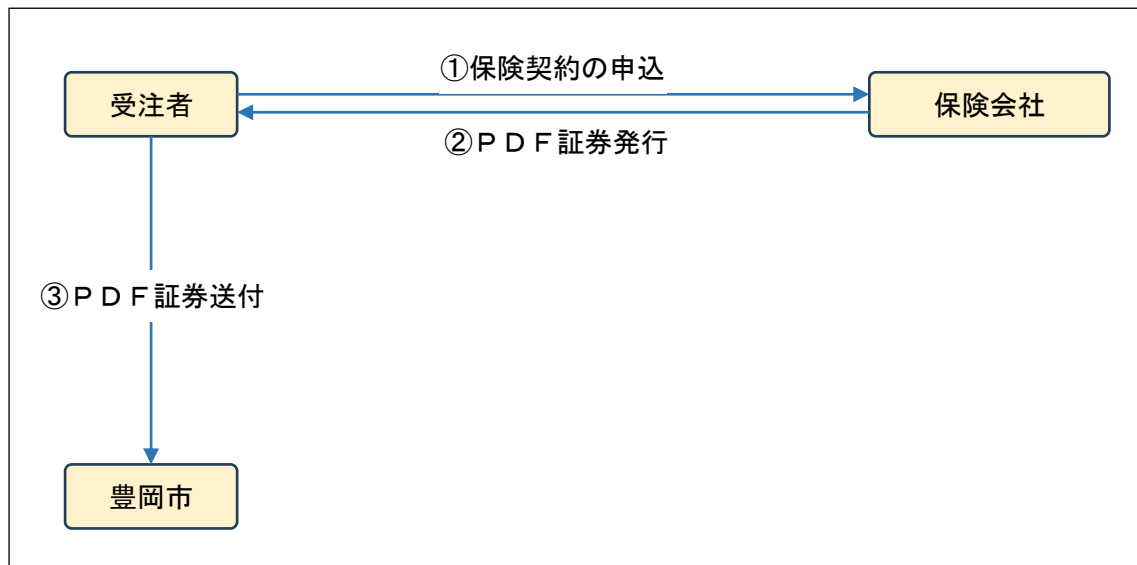
イ 保険会社が、受注者に P D F 形式の保険証券を発行

ウ 受注者が、市に P D F 発行証券をメール送付

（※送信先 Cc 欄に保険会社指定のメールアドレスを含める）

エ 市が、P D F 発行証券を開封

（※(2)の方式は、2026 年 4 月 30 日までの暫定措置）



4 留意事項

(1) 紙の保証証書等の提出も、引き続き可能です。

(2) 電子証書等の取扱いの詳細は、各保証機関へ問い合わせてください。